審　査　基　準

令和７年３月６日作成

法　　令　　名：	質屋営業法
根　拠　条　項：	第４条第１項
処 分 の 概 要：	管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：	徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：	質屋営業法第３条第１項第９号、第１号～第３号、第５号～第７号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第１条（申請及び届出の一般的手続） 第３条の２（心身の故障により業務を適正に行うことができない者） 第５条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審　査　基　準：	新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第３条第１項第９号イ及び同号ロの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：	25日
申　　請　　先：	徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問 い 合 わ せ 先：	徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備　　考：	